

第1章 計画策定の考え方

1. 策定の趣旨
農業生産を取り巻く情勢の変化に対応し、食や農に対する県民の多様化する期待に応じていくとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれる農村地域の確立に向け、めざすべき将来の姿とそれを実現するための施策の総合的かつ計画的な推進をはかるための基本的な計画として、策定する。
2. 計画の性格
県の食を担う農業・農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者の方々の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの。
3. 計画の期間
平成28年度(2016年度)から10年後を見通す。

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

1. 食と農業・農村を取り巻く環境の変化
 - ・地方創生の取組の本格化
 - ・TPPなど、農産物貿易交渉の進展
 - ・日本産食品への海外の需要の高まり
 - ・都市と農村を行き交う 田園回帰 の新たな動き
 - ・消費者ニーズが多様化・高度化
 - ・女性の活躍が拡大
 - ・農業・農村の多様な可能性への期待の高まり
 - ・防災・減災対策の強化を求める声の高まり
 - ・農地中間管理事業の創設などの国の農政改革
 - ・本県では、「食」の魅力の発信等により、食の産業振興を展開
2. 三重県の農業・農村の現状と課題
 - (1)耕地
 - ・直近10年間で耕地面積の約5.2%の約3,100haが減少。
 - ・平成27年に、耕作放棄地は耕地面積の約12.6%、7,622haに。
 - (2)農業者
 - ・農業就業人口は、平成27年までの直近10年間で約41%減少。
 - (3)農業生産
 - ・平成26年の農業産出額は、平成12年と比較して約20.8%減少
 - (4)農村社会
 - ・高齢化、人口減少により多面的機能の発揮に懸念。
 - ・野生鳥獣による農作物被害は、依然として深刻な状況。

第3章 基本方針

1 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方

- | | | |
|---|---|--|
| (1) 農業・農村の果たす役割
①食料の持続的な供給
②多面的機能の発揮
③地域経済と就業の場を担う産業 | (2) 取組展開に向けた基本視点
①食産業の核となる「もうかる農業」の実現に向けた取組の展開
②農業の未来を切り拓く創造的農業経営に向けた人材の育成
③「協創」による持続的な地域活動の展開 | (3) めざすべき将来の姿
①安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿
②農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体が育成されている姿
③農村における地域活力の向上と多面的機能の発揮が図られている姿
④食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿 |
|---|---|--|

2 三重県の農業・農村の活性化に向けた施策の展開

農業・農村の果たす役割を踏まえ、4つの基本施策と目標を定める。

(1) 基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給

安全・安心な食料を県民等に安定的に供給するため、多彩な農畜産物の生産・流通体制の強化に取り組む。

基本目標指標	農業産出等額(億円)		施策展開
	現状値(27年度)	目標値(37年度)	
農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計 (農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ) (経営所得安定対策等による交付金等を含む)	1,138億円(26年)	1,165億円(36年)	1 需要に応じた水田農業の推進 2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進 3 畜産の健全な発展 4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保

(2) 基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

本県農業が持続的に発展できるよう、意欲と経営感覚にあふれる多様な農業経営体の確保・育成に取り組む。

基本目標指標	農畜産経営体における法人経営体数(累計)		施策展開
	現状値(27年度)	目標値(37年度)	
各市町における法人化された農畜産経営体数・集落営農組織数と農業参入した企業数の合計	395経営体(26年度)	595経営体	1 地域の特性を生かした農業の活性化 2 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築 3 多様な農業経営体の確保・育成 4 農業生産基盤の整備・保全 5 農畜産技術の研究開発と移転

(3) 基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

地域資源を生かした農村での価値創出や災害に強い安全・安心な農村づくり、多面的機能の維持・発揮に取り組む。

基本目標指標	農山漁村の交流人口		施策展開
	現状値(27年度)	目標値(37年度)	
農山漁村において、農山漁村の暮らし、食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる施設(観光客実態調査対象施設を除く)の利用者数	1,376千人(26年度)	1,646千人(36年度)	1 地域の特性を生かした農村の活性化 2 多面的機能の維持・発揮 3 災害に強い安全・安心な農村づくり 4 中山間地域農業の振興【新規】 5 獣害につよい農村づくり

(4) 基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出

県民の食に対する多様な期待に応えるため、農を起点とした新たな価値の創出と県産農産物の魅力発信に取り組む。

基本目標指標	魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合		施策展開
	現状値(27年度)	目標値(37年度)	
みえ県民意識調査で、魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合	42.1%	60%	1 食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出 2 県産農産物の魅力発信 3 イノベーションを担う人づくり【新規】

第4章 推進体制の整備

県、市町、農業者、関係団体等の担う役割を明確にし、適切な役割分担のもと、連携・協創を基本姿勢として計画の推進に取り組む。

第1 三重県の食育の現状と今後の展開

1 これまでの取組と課題

平成17年に食育基本法が施行され、法律に基づき、平成18年に国が食育推進基本計画を策定し、食育推進の全国的な展開が始まりました。三重県では平成19年3月に策定した「三重県食育推進計画」に引き続き、平成24年2月に「第2次三重県食育推進計画(以下「県2次計画」という)」を策定し、これに基づき様々な取組を行ってきました。

この結果、家庭において、生活リズムの向上や望ましい食習慣に関する意識の向上が見られるとともに、学校においては、「食に関する指導の全体計画」の策定が進むなど、食育の指導体制づくりが図られました。また、地域において様々な主体が連携した普及啓発活動等が行われた結果、栄養バランスに配慮した食生活をしている人の割合が増加するなど、地域での食育実践の輪は着実に広がりつつあります。

しかしながら、食育を次世代につなげていくための若い世代に対する取組や、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸の取組はさらに充実させる必要があること、農林水産物とその生産現場への理解増進や地域の食文化の継承などが課題となっていることから、食に関わる皆さんが、連携を強めながら今後も主体的に食育に取り組んでいく必要があります。また、平成28年5月の伊勢志摩サミットの開催に向けて、三重の食への関心が高まっています。これを契機に食に関わる全ての皆さんが改めて自分達の食を見つめ直し、食育の推進につなげていく必要があります。

2 第3次三重県食育推進計画の策定の方向性

「赤ちゃんからお年寄りまで みえの地物でみんなで食育！」

今後の食育の推進にあたっては、「食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること」(食育基本法第2条)を旨とし、これまで行ってきた取組とその成果を踏まえ、このキャッチフレーズを掲げ、「みえの食育」に取り組めます。

このキャッチフレーズには、以下の思いが込められています。

- ・乳幼児から高齢者に至るまで、多様な生活を営む全ての県民の皆さんが健全で充実した食生活を実現すること
- ・私たちの財産である、各地域の特色ある気候・風土に育まれた農林水産物と地域に伝わる料理や風習などの食文化を次世代へ維持、継承すること
- ・食に関わる全ての皆さんが、ともに助け合い、支え合いながら、それぞれの立場での食育を実践すること

なお、本計画の期間については、平成28年度から平成32年度までの5年間としますが、食育を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には随時計画の見直しを行うこととします。

第2 「みえの食育」に取り組む方針

赤ちゃんからお年寄りまで みえの地物でみんなで食育！

1 赤ちゃんからお年寄りまでの食育 新規

乳幼児から高齢者に至るまで、多様な生活を営む全ての県民の皆さんが健全で充実した食生活を実現できるよう、施策を講じていきます。特に生涯にわたる食習慣の基礎となる、子どもへの食育の取組を確実に推進するとともに、20歳代及び30歳代を中心とする若い世代が、食に関する知識や活動を適切に次世代につなげていけるよう、取組を推進します。

また、少子高齢化が進む中で、健康づくりや生活習慣病の予防など、健康寿命の延伸につながる取組を推進します。

2 みえの地物で食育 新規

県内の各地域の気候・風土に応じて生産される様々な農林水産物や、それらを用いた料理などを活用した食育活動を推進し、食生活に係る地域の風習などの食文化が次の世代へ維持、継承されるよう支援を行います。

特に、地産地消運動や、農林漁業の体験活動に係る施策等を講じることにより、県民の皆さんが県産農林水産物に触れ親しむ機会を増大させるとともに、生産者を始めとする多くの関係者により食が支えられていることを知る機会の増大に取り組めます。

また、これらにより、食への理解と感謝の念を醸成するとともに、食品ロスの削減、リサイクルなど環境を意識した食育を推進します。

3 みんなで食育 新規

食育の取組は幅広い分野にわたるため、多様な関係者との連携・協力を図りながら、食に関わる全ての皆さんが、それぞれの立場で役割を果たしていく、県民力による「協創」の三重づくりの一環として進めていきます。

また、市町による食育推進計画の策定と、これに基づく施策の展開について必要な支援を行っていきます。

4 食卓囲んでコミュニケーション

家族などと一緒に食事をすることは、食の楽しさを知る機会であり、行儀作法や栄養バランスなど適切な食のあり方を学ぶ機会であるとともに、お互いの絆を深め、精神的な豊かさをもたらすものです。そこで、食を通じたコミュニケーションに着眼し、誰かと食卓を囲む共食への理解と実践の促進を図ります。

5 学ぼう、食の安全・安心

食の安全・安心の確保は、食生活における基本となるものであり、継続的に取り組んでいくべき課題です。食の安全に関する知識と理解を深め、自らの食を自らの判断で正しく安心して選択していくことができるよう情報発信や学習機会の提供を推進していきます。

第3 具体的な施策

1 家庭における食育の推進

- (1) 生活リズムの向上
- (2) 望ましい食習慣や知識の習得
- (3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
- (4) 青少年及びその保護者に対する食育推進

2 学校、保育所等における食育の推進

- (1) 学校における食に関する指導の充実
- (2) 学校給食の充実
- (3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進
- (4) 就学前の子どもに対する食育の推進

3 地域における食育の推進

- (1) 若い世代や多様な暮らしを営む県民への食育推進 新規
- (2) 健康寿命の延伸につながる食育推進 変更
- (3) 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践
- (4) 食品関連事業者等による食育推進
- (5) 地産地消の推進と食文化の維持・継承
- (6) 農林漁業体験を通じた食育推進
- (7) 食品ロス削減や食品リサイクルに関する取組 新規
- (8) 専門的知識を有する人材の養成・活用
- (9) 食の安全・安心確保に関する取組

第4 目標値

○朝食を毎日食べる小中学生の割合の増加

現状値	小学生86.5% 中学生84.0%	⇒	目標値	小学生90.5% 中学生88.0%
-----	----------------------	---	-----	----------------------

○学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)の増加

現状値	31.2%	⇒	目標値	38.0%
-----	-------	---	-----	-------

○栄養バランス等に配慮した食生活を実践する人の割合の増加 変更

現状値	49.5%	⇒	目標値	55.0%
-----	-------	---	-----	-------

○生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから食生活に気をつけ実践する人の割合の増加 新規

現状値	実態把握中	⇒	目標値	検討中
-----	-------	---	-----	-----

○県の「食の安全・安心」の取組の認知度の増加

現状値	47.7%	⇒	目標値	55.0%
-----	-------	---	-----	-------

○市町食育推進計画の策定率の増加 新規

現状値	41.4%	⇒	目標値	80.0%
-----	-------	---	-----	-------

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向		基本目標指標			
<ul style="list-style-type: none"> 新たなマーケットの創出などを通じた、収益性と高付加価値化を意識した農業の展開 食に対する一層の安心感、信頼感の醸成 		農業産出等額(億円)	現状値(27年度) 1,138億円(26年)	行動計画の目標(31年度) 1,160億円(30年)	【参考】基本計画の目標(37年度) 1,165億円(36年)
基本事業名	主な取組	目標項目			
1 需要に応じた水田農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 需要に応じた小麦、大豆、飼料用米等の生産拡大や地域の特性に応じた新たな作目の導入促進 米穀事業者との連携によるブランド米の生産拡大および販路拡大の促進 県産米の品質向上に向けたICT等の活用による高度管理技術の確立 	米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)			
2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進	<ul style="list-style-type: none"> 産地改革を進める園芸産地の育成【野菜における加工業務用需要への対応、果樹や茶などの輸出支援、花き・花木等の新品種導入等】 伊勢志摩サミットなどを契機とした県産園芸品目の魅力発信と大都市圏への販路開拓支援 	産地改革に取り組む園芸等産地増加数(累計)			
3 畜産業の健全な発展	<ul style="list-style-type: none"> 畜産農家を核に関連産業等が連携する高収益型畜産連携体の育成 自給飼料の生産拡大および肥育素牛の県内生産システムの構築 県産畜産物のブランド力向上と国内外販路拡大の促進 家畜伝染病に係る防疫体制の強化 基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討 	高収益型畜産連携体数(累計)			
4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> 農薬等生産資材の適正な流通・使用や食品表示などの監視・指導 産地へのGAP(農業生産工程管理)やIPM(総合的病害虫管理)の導入を推進 食の安全・安心に関する情報提供 卸売市場運営の安定化の促進 	みえの安全・安心農業生産方式の産地での普及率			

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

めざす方向		基本目標指標			
<ul style="list-style-type: none"> 雇用力強化や経営規模の拡大など、創造的農業経営をめざす農業経営体の育成 農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築 優良農地の確保や農業生産基盤整備の推進 		農畜産経営体における法人経営体数(累計)	現状値(27年度) 395経営体(26年度)	行動計画の目標(31年度) 495経営体	【参考】基本計画の目標(37年度) 595経営体
基本事業名	主な取組	目標項目			
1 地域の特性を生かした農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 集落や産地などにおける「地域活性化プラン」の策定・実践の促進 新たな人材の参画・育成や活動規模の拡大など地域活動の発展に向けた支援 	地域活性化プラン策定数(累計)			
2 農地中間管理事業を核とした営農体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理事業等の活用による農地の集積・集約化の推進 持続的な水田営農体制の確立に向けた集落営農組織の育成と法人化の支援 中山間地域等の条件不利水田について、各種支援策の活用による、持続的な営農体制構築に向けた支援 	人・農地プラン等を策定した集落の割合			
3 多様な農業経営体の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> 経営の多角化や法人化など経営発展に向けたチャレンジの支援 産学官が連携し、農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築 企業や農協出資型法人等の農業分野への参入の促進 農業分野における障がい者雇用の促進 女性の就業や起業、仕事と育児の両立などワーク・ライフ・バランスの取組等の促進 	新規就農者数			
4 農業生産基盤の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> 「三重県農業農村整備計画」に基づく、農業生産基盤整備の推進 優良な農地の維持・保全や有効利用の促進 耕作放棄地の解消や未然防止対策の推進 災害からの早期復旧に備え、土地改良区や農業団体などのBCP作成の支援 	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率			
5 農畜産技術の研究開発と移転	<ul style="list-style-type: none"> 機能性農産物に係る生産技術やICT・ロボット技術を活用した高品質安定生産技術の確立、省力かつ安定生産が可能な新品種の開発 開発した技術等の移転を通じ、新たな商品やサービス提供の促進 	農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)			

基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

めざす方向		基本目標指標			
<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を生かした付加価値向上の取組や若者の移住につながる取組、多面的機能の維持・発揮のための取組の促進 地域防災力の強化および生活環境の整備 総合的な獣害対策の実施 		農山漁村の交流人口	現状値(27年度) 1,376千人(26年度)	行動計画の目標(31年度) 1,484千人(30年度)	【参考】基本計画の目標(37年度) 1,646千人(36年度)
基本事業名	主な取組	目標項目			
1 地域の特性を生かした農村の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然を生かした交流や若者の移住につながる取組、農家レストラン等地域資源を活用した付加価値向上の取組の促進 子ども・学生グループによるふるさと・自然体験や企業との交流活動の促進 農村観光プロデューサーの育成等による地域資源を生かした地域観光の創出 	農山漁村地域資源活用取組ネットワーク参加件数(累計)			
2 多面的機能の維持・発揮	<ul style="list-style-type: none"> 農地、農業用水路、農道等の資源や景観の保全など、多面的機能を支える共同活動の支援 地域資源の保全活動や景観形成活動への、多様な人材の参画促進 	多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率			
3 災害に強い安全・安心な農村づくり	<ul style="list-style-type: none"> 農業水利施設の適切な維持・管理の促進およびライフサイクルコスト低減に向けた的確な補修 農業用ため池や排水機場、農道等の老朽化対策、耐震対策の実施 生活環境や生産基盤の整備の計画的な実施 	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積			
4 中山間地域農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が参画する「農村雇用創出プロジェクトチーム」の設置による、地域の特性に応じた雇用の創出や若者の移住等に向けたプロジェクト活動の展開 中山間地域等の農地の耕作放棄の未然防止に向けた、生産条件に関する不利を補正するための支援の実施 	中山間地域農業を起点とした雇用創出に取り組む集落数(累計)			
5 獣害につよい農村づくり	<ul style="list-style-type: none"> 獣害対策に取り組む集落づくりに向けた「体制づくり」と「被害防止」の推進 野生獣の生息数推定等を基礎とした個体数調整を行う「生息数管理」の実施 獣肉の品質衛生管理の普及などによる「獣肉等の利活用」が進む環境づくりの推進 	野生鳥獣による農業被害金額			

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向		基本目標指標			
<ul style="list-style-type: none"> 産官学の連携による新たなビジネスの創出やイノベーションを担う人づくり等の実施 企業等との連携による、新たな価値や魅力の消費者への発信 		魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合	現状値(27年度) 42.1%	行動計画の目標(31年度) 50.0%	【参考】基本計画の目標(37年度) 60.0%
基本事業名	主な取組	目標項目			
1 食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出	<ul style="list-style-type: none"> みえフードイノベーションの形成等を通じた、農産物の高付加価値化や販路開拓に挑戦する取組の支援、新たな商品およびサービス開発の促進 食に関する事業者の連結による食のバリューチェーンの構築を通じた、流通販売と連携した生産管理体制の構築や高機能性農産物の導入等の推進 6次産業化に取り組む意欲ある生産者等の支援 	「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額(累計)			
2 県産農産物の魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> 「三重ブランド」に代表される地域の農林水産物の価値を伝える取組の、企業等との連携による推進 来県者も意識した地産地消や食育の推進 環境にやさしい農業への消費者の理解増進を図る取組の実施 県産農産物の輸出促進 伊勢志摩サミットなどを契機とした、首都圏営業拠点、関西事務所との連携による、県産農産物の魅力の発信 	魅力発信により生み出された企業との連携(累計)			
3 イノベーションを担う人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 農業における高付加価値化や生産性の向上に向けた、新たな技術開発をはじめ、ICTやビッグデータなどを活用できる人材の育成 食の人材ネットワークの構築に向けた、イノベーションに意欲的な人材の募集および人材の連携を促進するためのワークショップ等の実施 	「みえ農林水産ひとむすび塾」における人材養成数(累計)			

第1章 総則

<目的>

南海トラフ地震の被害については多岐にわたって想定されるが、中でも特に津波による被害は面的に大きく、本県農業の復興の最重要課題と考えられることから、津波による被災農地および農業用施設の速やかな復旧と円滑な営農再開につながる体制整備や対策を構築する考え方を示すものとして策定します。

<想定事象>

南海トラフ地震に伴う津波が発生した場合を想定する。

<計画のステージと業務継続の基本方針>

平時における事前対策、災害発生後おおむね2~3週間程度の応急業務、それ以降の復旧・復興業務での取組を整理する。また、次の方針に基づいて取り組むものとしします。

- ①余震に配慮するなど、県民の生命・身体・財産の保護を優先したうえで、早期の営農再開を目指す。
- ②通常業務を必要最小限に止めるなど、柔軟な対応を行いつつ、営農再開に向けた人員や資材の確保・配分を行う。

第2章 被害想定と主要施設

<前提となる被害想定>

農業版BCPを策定するにあたっては、県防災対策部が策定した津波浸水予測の「過去最大クラス」を想定する。

なお、併せて「理論上最大クラス」についても参考調査する。

<震度>

「過去最大クラス」の地震では、県南部の大半と伊勢湾沿岸部で、震度6弱、伊勢志摩地域の沿岸部を中心に震度6強を想定。

<津波>

「過去最大クラス」の地震にともなう津波によって、伊勢湾沿岸部を中心に約7,000haの農地が浸水すると想定されている。

<浸水区域における農業用施設>

浸水区域に存在する基幹農業用施設等については以下の通り。

基幹農業用施設名	浸水被害を受ける施設数	
	過去最大クラス	(参考) 理論上最大クラス
①農地	7,037ha	9,060ha
②排水機場	122箇所	128箇所
③揚水機場	31箇所	31箇所
④樋門、樋管	8箇所	8箇所
⑤ため池	24箇所	26箇所
⑥共同乾燥調製施設	6箇所	7箇所
⑦共同育苗施設	2箇所	4箇所
⑧共同出荷施設	18箇所	21箇所
⑨園芸施設	771箇所	780箇所
⑩畜舎	15箇所	16箇所

第3章 被災から営農再開までの行程

1 災害発生時における体制の整備

<農地・農業用施設等の復旧に向けた体制の整備>

南海トラフ地震による被災農地・農業用施設等を早期に回復するため、県災害対策本部等における役割を踏まえつつ、「三重県農業復旧・復興本部(仮称)」を設置し、円滑な営農再開を目指す。

三重県農業復旧・復興本部(仮称)

<活動内容>

- ・県全体の被害実態の把握
- ・県災害対策本部や国等との調整
- ・復旧に必要な情報提供 など

地域農業復旧・復興本部(仮称)

<活動内容>

- ・各地域における被害実態の把握
- ・県本部、関係団体との調整
- ・営農相談窓口の設置 など

2 発災時の応急業務

<農作物の応急業務>

応急措置の内容や栽培継続の可否判断基準について整理する。

<家畜等の応急措置>

生存している家畜の緊急避難所の確保、死亡家畜の処理方法等について整理する。

<用水供給に関する応急措置>

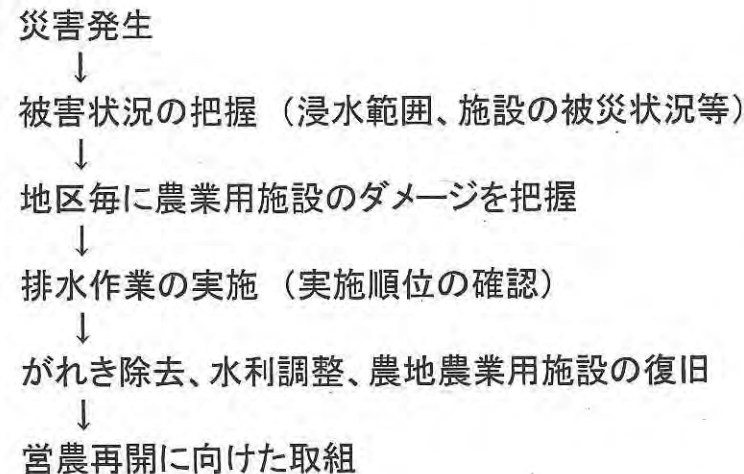
発災時における用水の供給継続および停止の判断基準を整理する。

3 農地・農業用施設復旧までの行程

<農地・農業用施設等の復旧に向けた流れ>

南海トラフ地震が発生し、津波等による農地及び農業用施設に被害が発生した際の対応の流れを整理する。

○復旧の手順



4 営農再開までの支援

<営農再開・農業振興に向けた体制の整備>

農畜産業者への意向調査、営農再開計画の作成支援など、被災時における営農再開までの取組の手順について流れを整理する。

<浸水農地における除塩>

浸水地域において迅速に営農を再開するため、除塩の基準や手法等を整理する。(除塩マニュアルの作成)

<生産に関する技術情報の提供>

- ①水稲品種の耐塩性情報の提供
主要水稲品種(コシヒカリ・みえのゆめ・あきたこまち・三重23号)の耐塩性データを整理する。
- ②安定生産に向けた技術支援
除塩を行ったほ場では、土壌環境が変化し、生産が安定しないことから、安定生産に向けた土壌環境の改善技術等を整理する。

第4章 事前に行う対策

1 農業関係施設等におけるBCPの策定

<農業関係施設等におけるBCPの策定推進>

効率的な農業の復旧・復興を行うため、土地改良区やカントリーエレベーターなどの共同利用施設を管理するJA等に対して、BCPの策定を促進する。

<県版BCPと関係団体BCPの連携>

各団体等がそれぞれBCPを策定するだけでなく、円滑な復旧・復興に向け、県版BCPやそれぞれのBCP間での協力体制等の構築を推進する。

<国、関係企業・団体等との協議>

災害時における連携について協議を行い、被災した農業用施設の復旧および営農の再開や継続等を円滑に進められる体制をあらかじめ整備する。

2 その他事前対策

<農地等の復旧に関する考え方の共有>

行政、農業者、関係団体等が連携してどのような手順で農地・農業用施設の復旧を行うかを平時から認識を共有しておく。

<農業用施設等の施設台帳のバックアップ>

災害で施設が破損した際に、迅速な対応が可能となるよう、施設台帳等のバックアップを行っておく。

<災害時における情報収集手順の整理>

効率的な災害復旧を行うため、あらかじめ災害時における情報収集の手順等を策定しておく。

<被災農家等の相談窓口設置の体制整備>

被災農家向け相談窓口の設置についての体制を整備しておく。

三重県農業農村整備計画（最終案）の構成

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的

施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定

2 計画の位置づけ

みえ県民カビジョンおよび三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の目標を踏まえた基本的な農業農村の整備計画

3 計画期間

H28からH37までの10か年計画

第2章 三重県の農業および農村を取り巻く情勢

1 人口減少・高齢化社会の到来

2 食料自給率の低下

3 グローバル化の進展

4 防災意識の高まり

5 環境問題への対応

6 人びとの価値観やライフスタイルの変化

第3章 三重県の農業農村整備の現状と課題

1 農業の生産性

- ・ほ場整備率は約8割の一方、耕作放棄地は増
- ・農地集積は約3割の低水準

2 農村の防災減災

- ・農業用ため池の耐震対策済は少数
- ・排水機場の約7割が耐用年数超

3 農村の活力

- ・中山間地域等は人口減少等で活力が低下
- ・都市住民ニーズは農村の自然やふれあい

4 農業および農村の多面的機能

- ・地域資源の維持が困難
- ・中山間地域等は、農業生産活動が弱体化

第4章 基本的な考え方

1 農業農村整備の果たす役割

役割1 農業の生産を支える基盤づくり 役割2 農村の暮らしを支える基盤づくり 役割3 地域の活動を支える体制づくり

2 取組展開に向けた基本視点

農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応しながら、地域での計画づくりに能動的に関わるとともに、めざす姿を地域の関係者と共有し、連携して農業農村整備を推進する。

併せて、農業生産性の向上や多面的機能の維持・発揮等に向けた農業農村整備施策について、必要性や役割を広く県民に情報発信する。

- 基本視点1 地域の特性を生かした生産基盤の整備
- 基本視点2 重要度や社会的・経済的な影響を考慮した生産基盤の整備
- 基本視点3 地域内外の多様な人材が地域資源を維持・保全し活用していく体制づくり

3 農業農村整備がめざす農業及び農村の将来の姿

- ① 収益性の高い農業
- ② 安全・安心な農村生活
- ③ 農村活力の維持・強化
- ④ 多面的機能の維持・発揮

第5章 整備方針と主要取組

整備方針と主要取組の重要ポイント

農業競争力の強化と農村地域の強靱化を図るとともに、地域社会の維持・活性化に向けた取組を着実に推進する。

○限られた予算を一層効果的・効率的に活用しさまざまな課題に対応するため、**選択と集中**により施策を推進する。

○**地域の特性を生かした計画づくり**に能動的に関わり、事業に関する情報提供等を行い、地域の課題解決に向けた取組を進める。

○計画的な整備を行うため、施設の老朽度、県民への影響や地域の熟度等を踏まえた**優先度を設定**して、目標達成に向けて取り組む。

○取組を円滑に推進するため、コスト縮減対策や国の諸制度の有効活用等により**整備経費の削減**や効果的な**地元負担金対策**に取り組む。

1 農業生産性の向上

担い手への農地の集積・集約化を進めるため、農業用水路のパイプライン化およびほ場整備等の生産基盤の整備に取り組む

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積	集積(面積)率	70%
基本事業	効率的な営農の実現に向けた水管理や維持管理の省力化	パイプライン化進捗率	80%
	生産性の高い農業をめざした農地整備(区画整理)	ほ場整備率	90%

2 安全・安心な農村づくり

農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池や排水機場等の耐震対策及び長寿命化に取り組む

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	被害防止面積	5,500ha
基本事業	農業用ため池の決壊を防止する耐震対策	対策済ため池の数	65か所
	基幹的農業水利施設の耐震対策および長寿命化	整備済排水機場の数 機能保全計画策定延長	23か所 75km

3 地域の特性を生かした農村の振興

中山間地域等の条件不利を解消するため、農業集落排水施設や農道・集落道路等の生産基盤・生活環境の整備に取り組む

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	条件不利を解消する生産基盤や生活環境の整備	集落率	90%
基本事業	農業集落排水事業の実施による生活環境の整備	農業集落排水整備地区数	75地区
	基盤整備を契機とした農村の交流・活性化	交流活性化を促す整備施設数	59施設

4 多面的機能の維持・発揮

農業および農村の多面的機能の維持・発揮のため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する

	目標項目	目標指標	目標値
基本目標	多面的機能維持・発揮のための地域活動	集落率	60%
基本事業	多面的機能支払事業の活動組織への支援	活動支援面積率	70%
	中山間地域等直接支払の協定集落への支援	協定支援面積率	60%

第6章 推進体制

1 関係者の役割 本計画に掲げる施策を着実に推進し目標を達成するために、それぞれの役割に応じた取組を関係者と連携しながら行う。

2 推進体制 「地域づくりのための農業農村連絡会議(仮称)」を設置し、地域の計画づくりに向けた話し合いや取組を進める。

「三重県水産業・漁村振興指針（最終案）」の概要

第1章 指針策定の考え方

1 策定の趣旨

平成24年3月に「三重県水産業・漁村振興指針」を策定し、この指針に沿って水産業の成長産業化等に取り組んできた。

このような中、養殖飼料の高騰や大規模地震への危機感の高まりなど、様々な情勢変化が見られることから、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(案)」との整合を図りながら、あらためて三重県の水産業と漁村のめざす姿を明確にし、水産王国みえの復活に向けた施策の展開方向を見直す。

2 指針の位置付け

新指針は、これまでの指針同様、漁業者、水産関係団体、市町、県等が10年後を見据えて、水産業・漁村の振興に取り組むガイドラインと位置付ける。

第3章 水産業・漁村のめざす姿

人口が減少する中において、漁業が元気であることにより、活力ある地域を実現する。

めざす姿

県内産の魚介類などを安定的に供給できる水産業・漁村が実現され、県民の皆さんは豊かな水産物等をとおして水産県であることのすばらしさを実感しています。

■漁業者に一定以上の所得が確保される水産業の実現

漁業者は、輸出も含めた販路開拓や6次産業化に取り組み、高い付加価値を生み出す水産業を営むことで一定以上の所得を確保。

■さまざまな世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に確実に継承できる魅力ある水産業・漁村の確立

意欲ある若者が漁業に就業し、漁業技術や漁村文化が継承され、魅力ある水産業・漁村が確立。

■資源管理および環境の保全・再生を進め、豊かな水産物を持続的に供給できる水産業・漁村の展開

環境保全と資源の維持・増大への取組が好循環を生み、水産物の持続的な利用と供給を実現。

■漁港施設や市場・共同加工施設などの整備による安全で生産性の高い水産業と、安心で快適な漁村の構築

災害に強い安全で生産性の高い水産業が実現。高度な衛生管理のもと魚介類を提供。地震津波対策や生活環境整備が進み、安心で快適な漁村が構築。

第5章 計画の推進体制

・三重県水産業・漁村振興指針の推進にあたっては、漁業者が主体となり、漁協等水産関係団体、市町、県等が一体となって取り組む。そのため、課題認識、対応、役割分担などについて意思疎通を図り、取組の可能性を見極めた上で実施。

・進捗管理にあたっては、毎年度、有識者の意見を聴くとともに、進捗状況を公表し、めざす姿の実現に向け、確実に進捗を図る。

第2章 水産業・漁村をめぐる情勢

1 三重県の漁業生産の状況

・昭和59年の1,248億円をピークに、平成25年には462億円に減少。

2 漁業種類ごとの課題

・県内のアサリ水揚量は、1万5千トン（S57年）をピークに5百トン（H26）へ減少

・多獲性魚類を漁獲するまき網、大型定置網、船びき網の生産量は安定
・小型底びき網や採貝漁業、魚類養殖、クロノリ養殖、真珠養殖の生産量、経営体数が顕著に減少

3 資源管理の推進

・32の資源管理計画が策定され、1,090名の漁業者が取組に参加
・栽培漁業をより効果あるものとするよう取り組む必要

4 漁業の担い手の確保・育成

・漁業就業者数は17,005人（H5）から7,791人（H25）へ約9千人減少
・65歳以上の漁業就業者の割合は、49.7%（H25）を占め、全国平均（35.2%）を大きく上回る

（新たな取組）漁師塾や水福連携の取組がスタート

5 漁業経営の安定化

・マダイ養殖、クロノリ養殖、真珠養殖の1経営体あたり生産量は、いずれも主要生産県の数分の一

・輸入魚粉価格の高騰による飼料価格高騰が養殖経営を圧迫

6 漁協経営の基盤強化

・合併漁協の経営改善等により、沿海漁協の事業利益合計がプラスに転換
・依然として、複数の漁協で、経営改善が必要

（新たな取組）鈴鹿市漁協、鳥羽磯部漁協、三重外湾漁協等で直販の取組

7 多様化する水産物流通への対応

・市場流通、市場外流通の両面で販売促進
・TPP協定の大幅合意（新たな取組）海外での和食ブームやサミット開催を好機と捉え、輸出ルート確保などで輸出の促進を支援

8 水産物消費構造の変化への適応

・食用魚介類の1人当たり年間消費量は、ピークの40.2kg/人（H13）から27.0kg/人（H25）へ減少

（新たな取組）魚食リーダーによる魚食の魅力発信がスタート

9 活力ある水産業・漁村の実現

・地域水産業・漁村振興計画等の策定、実践が進展

（新たな取組）地域の取組が活性化（アサリ、ヒロメ、カキ他県連携等）

10 藻場・干潟の再生・保全

・藻場の32%（H2→H22）、干潟の63%（S30→H12）が消失し、沿岸環境の改善と資源回復のために再生が必要

11 南海トラフ地震など大規模地震への対応

・南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%程度といわれるなか、漁港施設、漁港海岸の耐震化が進んでいない

第4章 今後の展開

1 施策の展開

1-1から1-4の4つの施策を展開し、もうかる水産業の実現や担い手確保などに取り組み、めざす姿の実現を図る。

目標項目	現状値	目標値(H31)
漁業者1人あたり漁業生産額	593万円	667万円

1-1 高い付加価値を生み出す水産業の確立

サミット開催の知名度を活用し、6次産業化の促進や他産業との連携推進、輸出の促進、流通の効率化と消費拡大、安全安心な水産物の供給、競争力のある養殖業の確立により県産水産物の高付加価値化を図る。

目標項目	現状値	目標値(H31)
県産水産物の海外販路拡大件数(累計)	0件	12件

1-2 水産業の担い手の確保・育成

新規就業者の支援や水福連携により、多様な担い手の確保・育成を推進。また、漁業者の経営力向上や女性の活躍、県一漁協の実現に向けた漁協合併の取組を促進。

目標項目	現状値	目標値(H31)
新規漁業就業者数(45歳未満)	30人	42人

2 漁業種類別の取組

漁船漁業、養殖漁業、内水面漁業などについて、漁業種類別に取組の展開を記載

1-3 資源管理・漁場環境保全等の推進

漁業者による資源管理体制の構築を進め、持続的な生産が可能な水産業の確立をめざす。また、水産物を育む干潟・藻場の再生、保全等に取り組む。

目標項目	現状値	目標値(H31)
資源管理に参加する漁業者数の割合	14%	30%

1-4 水産基盤の整備・保全

漁港施設や市場、共同加工施設などの整備により、安全で生産性の高い水産業と、安心で快適な漁村の構築を図る。

目標項目	現状値	目標値(H31)
耐震岸壁の整備を行った防災拠点漁港数(累計)	2漁港	4漁港

第4章 今後の展開の概要

1 施策の展開

1-1 高い付加価値を生み出す水産業の確立

(1) 6次産業化や他産業との連携の推進

- ①生産から販売まで一体化した6次産業化の促進
- ②漁業者と地域の水産加工業者との連携促進
- ③海女漁業の漁獲物の高付加価値化や観光など他産業との連携

(2) 輸出の促進

- ①商談機会の確保等で恒常的な水産物輸出を実現
- ②輸出に向けたHACCP認証取得を支援

(3) 流通の効率化と消費拡大

- ①県産水産物の魅力を情報発信して消費を拡大
- ②家庭における魚食を促進
- ③MSC認証、ASC認証、ハラル認証等の取得促進
- ④産地市場の統合等による効率的出荷体制

(4) 安全・安心な水産物の供給

- ①養殖業の生産履歴情報の保管と開示を促進
- ②疾病対策に係る技術開発、普及

(5) 競争力ある養殖業の確立

- ①協業化などによる経営規模拡大等を促進
- ②コスト低減や経営リスク軽減の研究、普及
- ③消費者ニーズに応じた生産を促進
- ④高品質真珠の生産技術開発及び普及

(6) 活力ある地域とするための実践・実行

- ①「地域水産業・漁村振興計画」等の策定、実践支援
- ②都市漁村交流による地域活性化
- ③サミットのレガシーとなるよう取組を継続

1-2 水産業の担い手の確保・育成

(1) 多様な担い手の確保・育成

- ①就業希望者の知識、技術習得の支援
- ②新規就業者の初期投資の負担軽減
- ③漁業就業体験や情報発信による就業促進
- ④水福連携の取組の推進
- ⑤女性の活躍の促進

(2) 漁業者の経営力向上

- ①複合経営、協業化等による所得向上や雇用創出
- ②水産業普及指導員による指導、支援
- ③漁業共済、セーフティーネット等への加入促進

(3) 漁協の組織体制及び経営基盤の強化

- ①さらなる漁協合併の促進
- ②事業の効率化や新たな取組による経営基盤強化

1-3 資源管理・漁場環境保全等の推進

(1) 水産資源の維持・増大

- ①資源管理に資する水産資源の評価を実施
- ②漁業者の自主的な資源管理措置を指導
- ③効果的、効率的な栽培漁業の推進

(2) 海面利用の調整と違反操業の防止

- ①漁業と遊漁等の海面利用調整
- ②沿岸漁業とまき網漁業の相互理解の推進
- ③密漁の監視と取締
- ④資源管理措置の遵守を徹底

(3) 内水面漁業・養殖業の振興

- ①稚アユ放流、食害防止対策の支援
- ②ウナギ資源管理に係る指導と養殖業の振興

(4) 干潟・浅場・藻場の再生・保全の推進

- ①干潟・浅場・藻場を造成し、豊かな海を再生
- ②漁業者等が行う干潟等の保全活動を支援

1-4 水産基盤の整備・保全

(1) 災害に強い、持続的な生産を支える水産基盤の整備・保全

- ①耐震性を持った岸壁、防波堤などの整備
- ②長寿命化計画に基づく漁港施設の機能保全
- ③BCP（事業継続計画）の策定を推進

(2) 販売力強化と流通の効率化・高度化を支える基盤の整備

- ①コスト削減や鮮度保持等のための施設整備
- ②産地市場の機能強化等のための施設整備
- ③高付加価値化や輸出促進を支える施設整備

(3) 安全で快適な漁村生活のための基盤の整備

- ①海岸保全施設の耐震対策
- ②集落排水施設などの生活環境施設の整備

2 漁業種類別の取組

2-1 底びき網漁業（エビ・カニ類、アナゴ、アサリ等）

- ・資源管理と栽培漁業の推進による資源の維持・増大
- ・漁業収入安定対策による経営の安定
- ・幼稚仔の生育に必要な干潟・藻場等の再生・保全

2-2 船びき網漁業（イワシ類、イカナゴ等）

- ・資源管理の推進による資源の維持・増大
- ・漁師塾等による新規就業者の定着を促進
- ・複合経営や作業の効率化等による収入増加や経費削減
- ・漁業収入安定対策による経営の安定

2-3 まき網漁業（サバ類、イワシ類、アジ類等）

- ・資源管理措置遵守の徹底等による水産資源の維持・増大
- ・漁業収入安定対策による経営の安定
- ・三重県内の沿岸における漁獲対象魚種の資源評価
- ・サバやアジなどの多獲性魚類の消費喚起

2-4 定置網漁業（ブリ、サバ類、スルメイカ等）

- ・資源管理措置遵守の徹底等による水産資源の維持・増大
- ・漁師塾等による新規就業者の定着を促進
- ・漁業収入安定対策による経営の安定
- ・ブリについて輸出も含めた流通対策を支援

2-5 一本釣り・刺し網・はえなわ漁業等（沿岸漁業）

（マダイ、イセエビ、トラフグ等）

- ・資源管理と栽培漁業の推進による資源の維持・増大
- ・付加価値向上を図る加工業との連携や6次産業化の促進
- ・漁業収入安定対策による経営の安定
- ・環境改善と資源回復を図る藻場・干潟等の再生・保全

2-6 海女漁業（アワビ、サザエ、ナマコ等）

- ・アワビ等の種苗供給と放流効果を高める漁場の造成
- ・「海女もん商品」など高付加価値化の取組を促進
- ・藻場の造成や磯焼け防止等に係る地域の活動支援

2-7 アサリ漁業（アサリ等）

- ・漁業者自身による資源増大の取組を支援
- ・河口域の稚貝の効果的な移植放流や有効な漁獲管理の促進
- ・母貝の生育に適した干潟造成
- ・大規模干潟の造成に向けた情報収集と体制整備

2-8 魚類養殖（マダイ、ブリ、マハタ等）

- ・疾病の防止、被害の軽減にかかる技術の開発、普及
- ・低魚粉飼料の開発等など生産コスト削減や経営リスクの低減
- ・マダイやブリ、マハタ等養殖魚の輸出も含めた販売力強化
- ・協業化等による規模拡大など競争力ある経営体の育成

2-9 藻類養殖（クロノリ、アオノリ等）

- ・漁場環境に適応し、生産性の向上等が期待できる新品種の作出
- ・高価格のアサクサノリの安定生産技術の開発、普及
- ・共同加工施設の利用や協業化によるコスト削減等を推進
- ・ヒロメやアカモク等の認知度向上

2-10 貝類養殖（カキ等）

- ・シングルシード養殖等による生産コストの低減や高品質化
- ・養殖筏等を活用した複合養殖の促進等による収益性の向上
- ・三重県産カキの安全・安心確保の取組を推進
- ・商談機会の確保等により輸出も含めた販路拡大を促進

2-11 真珠養殖（アコヤガイ）

- ・高品質真珠生産のための母貝やピース貝の生産と養殖技術開発
- ・生産者と連携した三重県産真珠のPR
- ・協業化等による規模拡大など、競争力ある事業者の育成

2-12 内水面漁業・養殖業（アユ、ウナギ、シジミ等）

- ・稚アユ放流やカワウ等の食害防止への支援による資源増大
- ・ウナギ資源の適正管理とウナギ養殖業の振興
- ・シジミ資源の持続的活用の推進